

村上市保育園 登園許可証明書

お子さんが感染症にかかれた場合は、集団発生や流行をできるだけ防ぐためにも、必ず医師の診断及び治療を受けられ、集団保育が可能かどうかの判断をしてもらったからの登園をお願いいたします。お手数をおかけしますが、医師に登園許可証明書を記入してもらい保育園にご提出ください。

★保育園名、組名、園児名は保護者が記入してください。

園名 _____ 保育園 _____ 組名 _____ 園児名 _____

疾患名 該当欄に○をお願いします	登園のめやす <small>※2012年改訂版 保育所における感染症対策ガイドラインより</small>
麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘	すべての発しんが、かさぶたになるまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
インフルエンザ A・B	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
咽頭結膜熱	主な症状(発熱、咽頭発赤、眼の充血)が消失した後2日経過するまで
流行性角結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師において感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること ただし、治療の継続は必要
感染性胃腸炎(ロタウイルス感染症、ノロウイルス感染症、アデノウイルス感染症)	嘔吐・下痢の症状が治まり、普段の食事ができること
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良いこと
マイコプラズマ感染症	発熱や激しいせきが治まっていること (症状が改善し全身状態が良い)
手足口病	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
ヘルパンギーナ	発熱がなく(解熱後1日以上経過し)、普段の食事ができること
その他	

上記園児の疾患は、他児への感染のおそれはないと認められますので、

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から登園可能と判断します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関名又は
医師名

